

## 秋田県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 施行者の名称  
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（秋田地域）
- 3 事業施行期間  
昭和51年7月16日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 秋田県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 施行者の名称  
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（河辺地域）
- 3 事業施行期間  
平成元年7月18日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 秋田県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 施行者の名称  
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（雄和地域）

3 事業施行期間

昭和63年10月25日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし